

赤島郡長米村に於ける小作料協定状況

赤島郡長米村は内を貫流する長野川の為灌漑の便よく昭和九年の如き大旱魃にも何等の被害なく小作人の生活も比較的余裕をもち且つ地主との協調団体長米村長年組合を組織し皆て小作年賦の減生を免なかつたのであるが一期始期特等年賦より小作料も他町に比し尚平なるを以て小作人間には内部的に不満有り然し本年稲作の風騒害による徴収に依り遂に小作料徴収を要求するに至る、故に左の通り。

一、小作料徴収要求状況

1、長米村大字本區に於ける小作料徴収要求

本區は二十戸新作地は五十餘町を有する小作人七十數名は小作料尚平と本年稲作風騒害とに依り徴収の免込を以て二割五分徴収を希望し活りたる處一部稻米の稲米意外

の徴収に當りては小作料徴収を要求することになり十一月初旬一回の協定をなし十一月十日長風川稻太郎に於ては長米米したり。

かくて長米村長米村長年組合の規約に従ひ地主、中立小作人より各委員を推出し協定を試むることとなれり。

二、長米村稻原部落に於ける小作料徴収要求

稻原部落十九戸の小作人に在りても徴収要求の趣を有し然し附近稻原町、深江村共の他の小作人主風騒害協台會に加盟し米取なる趣により争議を有例に解決しつつあるに對收され十一月下旬本年長小作料五割徴収を要求したるも地主側より拒絶されるや十一月十九日全農福岡出張所田樹心の起訴を依頼し稻原文部を組織したり。

二、解決状況